

1 公募屋台の更新とは

○営業期間の延長（更新）

公募屋台の道路や公園の占用許可の通算期間（営業期間）は、営業開始から3年目及び5年目に営業状況を審査し、更新が適当と認定された場合、延長することが可能。
※ 3年目の延長は2年、5年目の延長は5年まで可能で、最長10年。

○更新審査の実施

営業開始から3年目及び5年目の公募屋台のうち、令和8年度以降の屋台営業を希望し、更新を申請した者に対し、屋台選定委員会において、更新の認否を審査する。

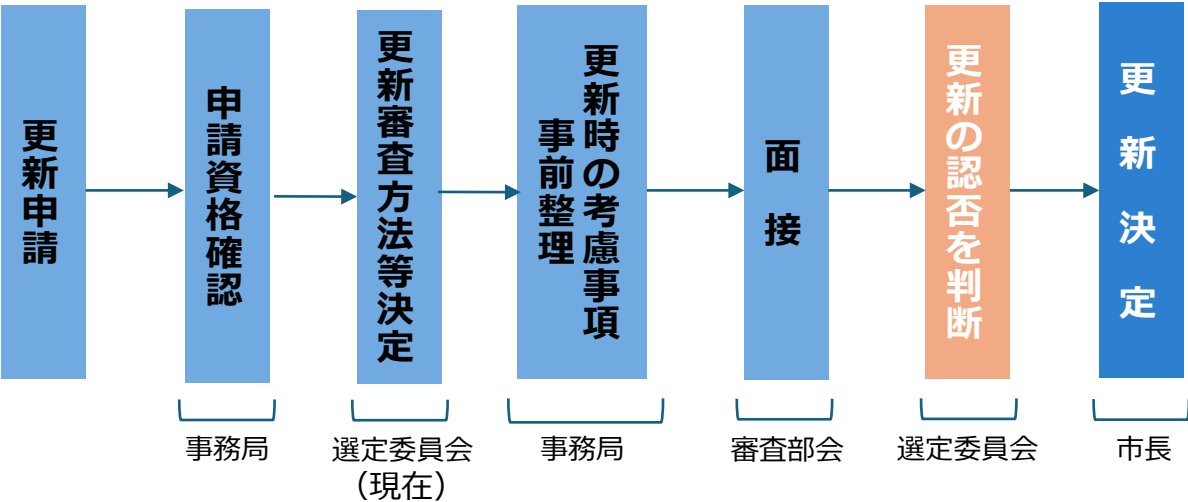
【参考】福岡市屋台基本条例第27条第3項・第4項（抜粋）

- 3 市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で、～（略）～ 通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。
- 4 通算期間の延長は、1回目にあつては2年以内、2回目にあつては5年以内の期間で行うことができる。

2 更新審査の概要

- ・審査対象者：第3回公募屋台4名 及び 第4回公募屋台12名のうち、更新申請者15名（第4回公募屋台1名は更新未申請）
 - ・審査方法：更新時の考慮事項に係る審査部会による「面接」
- ※更新申請者が指定した面接時刻に集合しなかった場合は、原則、申請を却下する。

（審査等の流れ）



3 更新審査の考え方

○更新を認定しない者

(1) 「申請時の資格」を有していない者

申請時の資格（規則第17条）

- ・ 満18歳以上の者であること
- ・ 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと
- ・ 本市以外の市町村の市町村税を滞納していないこと
- ・ 占用許可の取消し等の措置を受けたことがないこと
- ・ 暴力団員や、暴力団等と密接な関係を有する者でないこと など

(2) 「更新時の考慮事項」に基づく「一定の事実」が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者

更新時の考慮事項（規則第26条）

- 1 指導及び措置の実施状況
- 2 過去の営業状況
- 3 営業計画の実現の程度
- 4 屋台の効用の発揮や魅力向上の状況

※更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」

考慮事項	一定の事実
1 指導及び措置の実施状況	・文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・同一の苦情が複数寄せられ、注意喚起後も引き続き同一の苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

○面接における更新可否の判断基準

「一定の事実」について、「原因分析」及び「対策」ができていない場合に、更新不可と判断する。